

観光拠点整備事業（日本遺産等の整備・高度化による文化観光充実事業）国庫補助要項

平成31年4月1日
文化庁長官決定
令和2年4月17日
令和3年4月1日
令和4年4月1日
令和6年7月4日
令和7年6月5日
改 正

1. 趣旨

この要項は、文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）交付要綱（平成31年4月1日文化庁長官決定）に基づき、外国人観光客の顕著な増加が見込まれる地域で、魅力向上による観光拠点としての更なる磨き上げのために行われる一体的な整備事業等に必要な経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

補助事業者は、3.（1）①②については、地方公共団体、又は日本遺産若しくは日本遺産の候補地域の構成文化財、世界文化遺産の構成資産、ユネスコ無形文化遺産の展示公開施設等（以下、「構成文化財等」という。）の所在する地方公共団体等によって構成される協議会等とし、3.（1）③については、地方公共団体又は日本遺産の構成文化財の所在する地方公共団体等によって構成される協議会等とし、3.（2）については、日本遺産又は日本遺産の候補地域の構成文化財の所有者若しくは管理団体等とする。

なお、日本遺産の候補地域は新規認定から3年間の地域に限る。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、（1）又は（2）に加え（3）から（5）を全て満たす事業とし、その明細は別紙1のとおりとする。

（1）活用環境整備事業

- ① 構成文化財等を活用するために必要な便益、展示及びこれに伴う管理に供する設備（内装を含む。）等の環境整備。ただし、高付加価値化された文化財への改修・整備促進事業費及び国宝重要文化財等保存・活用整備費に係るものを除く。
- ② 構成文化財等を活用するために必要な便益、展示及びこれに伴う管理に供する附属施設（建造物の新築を除く。）の整備。ただし、高付加価値化された文化財への改修・整備促進事業費及び国宝重要文化財等保存・活用整備費に係るものを除く。
- ③ 構成文化財を活用した滞在コンテンツの整備及び整備したコンテンツ等を活用した広報、宣伝等。

（2）構成文化財魅力向上事業

- ① 建造物（日本遺産若しくは日本遺産候補地域の構成文化財）
文化財建造物の外観及び公開範囲の仕上げに関わる部位を健全で美しい状態に回復するための工事。ただし、高付加価値化された文化財への改修・整備促進事業費及び国宝重要文化財等保存・活用整備費に係るものを除く。
- ② 美術工芸品（日本遺産若しくは日本遺産候補地域の構成文化財）
美術工芸品の特色である素材の脆弱性により、活用に耐えられない文化財に対し、埃払い、カビの除去、剥落止め等の応急的・緊急的な処置等を施すことで、安全で適切な活用ができる状態にするための工事。ただし、高付加価値化された文化財への改修・整備促進事業費及び国宝重要文化財等保存・活用整備費に係るものを除く。

③ 遺跡及び景観地（日本遺産若しくは日本遺産候補地域の構成文化財）

遺跡及び景観地の外観等を健全な状態に回復するための工事。ただし、高付加価値化された文化財への改修・整備促進事業費及び国宝重要文化財等保存・活用整備費に係るものを除く。

- (3) 観光振興事業費補助金交付要領別表で定める市区町村又は訪日外国人旅行者の来訪が増加することが見込まれ、受入環境整備の必要性が特に認められる市区町村（①訪日外国人旅行者の来訪が多い市区町村 ②世界遺産、日本遺産、国営公園、国立公園満喫プロジェクトを実施している国立公園又は重要伝統的建造物群保存地区等が所在する市区町村 ③国際的なイベント等の開催を予定している市区町村）であることを原則として、さらに近隣の外国人観光客が多く来訪する施設とのルート設定等の連携がとれていることとする。
- (4) 外国人観光客の入れ込み数の目標値及び計測方法を設定していること。ただし、有識者により外国人観光客の入れ込み数の目標値及び計測方法の妥当性を検証し、適当でないものについては、目標値修正等のうえ条件付き採択を行うこととする。
- (5) Wi-Fi、多言語化、キャッシュレス対応や洋式トイレ等の受入環境の整備が出来ている又は事業年度中に整備する計画があることとする。

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙2のとおりとする。但し、3.

(2)については、「高付加価値化された文化財への改修・整備促進事業費国庫補助要項（令和6年4月1日文化庁長官決定）」4. (1)②及び(2)①美観向上整備事業に準拠する。

- (1) 建築工事経費、設備工事経費、環境整備費
(2) 設計料及び監理料等
(3) 滞在コンテンツ整備及び広報、宣伝等

5. 補助金の額

(1) 補助金の額は、補助対象経費の1/2を限度とする。

ただし、持続的な実施によって観光客の増加及び満足度の向上に高く寄与すると認められる場合において、補助事業者の財政状況、事業の集中投下及び事業の遂行による収入額等を総合的に勘案し、特に必要と認められる場合には、予算の範囲内で補助金の額を調整することができる。

ただし、補助対象経費の2/3を上限とする。

特に必要と認められる調整の要件は、以下のとおりとする。

① 文化財保存活用大綱、文化財保存活用地域計画、歴史文化基本構想又は歴史的風致維持向上計画を策定している地方公共団体の域内において実施される事業である場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。

② 補助事業者の財政規模が一定の割合である場合には、次に掲げる補助率の加算を行うことができる。

(ア) 地方公共団体の場合＝財政力指数が0.5以下：10%加算

※ 財政力指数＝地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値

(イ) 民間団体の場合＝事業規模指数が0.1以上：10%加算

※ 事業規模指数＝補助対象となる総事業費／補助事業者の財政規模

※ 当該補助事業者の財政規模

1) 団体の場合＝当該事業を実施する日の属する会計年度の前々年度以前3会計年度の平均収入額

実績がない場合は当該年度の収入見込額

2) 個人の場合＝前年分の収入額

- ③ 協議会等に、観光庁の観光地域づくり法人の登録制度により登録された登録観光地域づくり法人（登録DMO）が参加している場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。
- ④ 当該年度に、他の国際観光旅客税を充当する事業と連携して実施することを計画している事業である場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。
- ⑤ 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和2年法律第18号）の認定を受けた拠点計画又は地域計画に基づく事業又は当該事業と連携して実施することを計画している事業である場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。なお、本項目を適用する場合は③を適用しない。
- ⑥ 「特別重点支援地域」と認められた日本遺産に係る事業である場合には、補助率に10%の加算を行うことができる。
- ⑦ 「重点支援地域」と認められた日本遺産に係る事業である場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。

(2) 補助金の上限額は、5,000万円とする。

ただし、施設における外国人観光客入れ込み数を把握（推計でも可。）しており、特に必要と認められる事業の場合には、上限額を有識者の意見を踏まえた額に変更することができる。

6. その他

文化庁において、外国人観光客入れ込み数の現状値、目標値及び目標値に対する達成度（見込みを含む）を確認し、成果を検証する。また、目標未達の場合には、補助事業者は原因を分析し、目標を達成するための改善策を提出・実行するとともに、文化庁において、その際得られた知見をその後の事業選定の参考とする。

(別紙1)

区 分	内 容
構成文化財等を活用するために必要な便益、展示及びこれに伴う管理に供する設備（内装を含む。）等の環境整備	電気設備若しくは衛生設備、給排水設備、展示用設備、案内・解説設備又は付属施設に必要な設備及び管理に必要な設備の整備（内装を含む。） 等
構成文化財等を活用するために必要な便益、展示及びこれに伴う管理に供する付属施設（建造物の新築を除く。）の整備	来訪者便所若しくは休憩施設、ガイドランス施設、遊歩道、物見台、管理施設（建造物の新築を除く。）又は外構（通路、柵、敷地内の舗装、植栽等）の整備 等
構成文化財を活用した滞在コンテンツの整備及び整備したコンテンツ等を活用した広報、宣伝等	体験コンテンツ整備、ガイド付きミニツアー整備、映像資料の作成・発信 等
文化財建造物の外観及び公開範囲の仕上げに関わる部位を健全で美しい状態に回復するための工事	塗装工事又は左官工事、屋根工事（葺材の部分的な葺替までとする）木工事、金具工事、建具工事 等
美術工芸品の特色である素材の脆弱性により、活用に耐えられない文化財に対し、埃払い、カビの除去、剥落止め等の応急的・緊急的な処置等を施すことで、安全で適切な活用ができる状態にするための工事	同左
遺跡及び景観地の外観等を健全な状態に回復するための工事	同左

(別紙 2)

名称	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明
観光拠点整備事業	(ア)建築工事経費 設備工事費 環境整備費	本工事費	給 与 報 酬 職員手当等	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当	
			共 済 費	社会保険料 〇〇保険料	危険な作業を伴う等特別な場合に限る
			旅 費	普通旅費 特別旅費	連絡旅費等 指導監督旅費
			需 用 費	費用弁償 消耗品費 印刷製本費 光熱水料 燃 料 費 修 繕 料 〇 〇 費	会計年度任用職員を含む 文具等短期間使用の物品(備品とならないもの) 工事報告書及び小印刷、写真焼付等 事務所光熱水料 機械器具の修繕料
			役 務 費	保 管 料 火災保険料 通信運搬費 手 数 料 〇 〇 費	運搬料
			委 託 費	〇〇測量委託 〇〇調査委託 〇〇試験委託 〇〇委託費	本工事の全部又は一部を委託する経費
			使用料及び賃借料	借料及び損料 〇 〇 損 料	工事に直接必要な建物、土地の借上料 器具損料、自動車借上料
			工事請負費 原 材 料 費	請 負 費 工事材料費 加工材料費 木 材 費 石 材 費 金属資材費 〇 〇 費 雑 資 材 費	本工事の全部又は一部を請負で施工する場合(契約によるもの) 本工事に必要な原材料の購入費
			備品購入費		わら、竹、縄、薬品、塗料等の資材で少額の場合 機械器具等の購入費(工事後、売払い等の処分をすること)
		共通工事費 附帯工事費 工事人件事務費	給 与 報 酬 職員手当等	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当	本工事費に準ずる 本工事費に準ずる
			共 済 費	社会保険料	

(イ)設計料及び監理料等	委託費	旅費	〇〇保険料 費用弁償	危険な作業を伴う等特別な場合に限る 会計年度任用職員を含む	
		委託費	設計料 監理料 翻訳・監修料		
		技術指導料			
		報償費	技術指導謝金	文化庁の承認基準を満たす者による技術的指導に係る経費	
		旅費	〇〇謝金 普通旅費	原稿執筆・翻訳謝金等 技術的指導旅費	
		事業費	給与		
			報酬		
			職員手当等	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当	
			共済費	社会保険料 〇〇保険料	危険な作業を伴う等特別な場合に限る
		報償費	講師等謝金 原稿執筆謝金 会議出席謝金 出演料 〇〇謝金		
		旅費	普通旅費 費用弁償	会計年度任用職員を含む	
		使用料及び賃借料	会場借料 自動車等借上料 〇〇借料 〇〇損料		
		役務費	通信運搬費 現像焼付料 振込手数料	振込手数料等	
		委託費	〇〇委託費		
請負費	請負費				
備品購入費	備品購入費				

			原 材 料 費 需 用 費	〇〇費 消耗品費 印刷製本費	
--	--	--	------------------	----------------------	--